

令和2年6月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和2年6月30日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第32号 高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
議案第33号 高浜市税条例等の一部改正について
議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第35号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第37号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第38号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第39号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
議案第40号 高浜市体育センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
議案第41号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第42号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
議案第43号 高浜市児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第44号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定の変更について
議案第45号 事業契約の変更について
議案第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
議案第47号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
議案第48号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
議案第49号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
議案第50号 調停の成立について
議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

（日程追加）

- 日程第2 議案第52号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第6回）

（日程追加）

- 日程第3 議案第53号 高浜市議会会議規則の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 荒川義孝 | 2番 | 神谷直子 |
| 3番 | 杉浦康憲 | 4番 | 神谷利盛 |
| 5番 | 岡田公作 | 6番 | 柴田耕一 |
| 7番 | 長谷川広昌 | 8番 | 黒川美克 |
| 9番 | 柳沢英希 | 10番 | 杉浦辰夫 |
| 11番 | 北川広人 | 12番 | 鈴木勝彦 |
| 13番 | 今原ゆかり | 14番 | 小嶋克文 |
| 15番 | 内藤とし子 | 16番 | 倉田利奈 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | |
|------------------|------|
| 市 長 | 吉岡初浩 |
| 副市長 | 神谷坂敏 |
| 教育長 | 都築公人 |
| 企画部長 | 深谷直弘 |
| 総合政策グループリーダー | 榊原雅彦 |
| 総務部長 | 内田徹 |
| 行政グループリーダー | 板倉宏幸 |
| 行政グループ主幹 | 久世直子 |
| 市民部長 | 磯村和志 |
| 市民窓口グループリーダー | 中川幸紀 |
| 経済環境グループリーダー | 田中秀彦 |
| 税務グループリーダー | 亀井勝彦 |
| 福祉部長 | 加藤一志 |
| 地域福祉グループリーダー | 加藤直 |
| 介護障がいグループリーダー | 野口恒夫 |
| 福祉まるごと相談グループリーダー | 野口真樹 |
| 健康推進グループリーダー | 内藤克己 |
| こども未来部長 | 木村忠好 |
| こども育成グループリーダー | 磯村順司 |
| 文化スポーツグループリーダー | 鈴木明美 |
| 都市政策部長 | 杉浦義人 |

| | |
|--------------|---------|
| 土木グループリーダー | 杉 浦 睦 彦 |
| 都市計画グループリーダー | 島 口 靖 |
| 防災防犯グループリーダー | 神 谷 義 直 |
| 上下水道グループリーダー | 清 水 洋 己 |
| 上下水道グループ主幹 | 石 川 良 彦 |
| 学校経営グループリーダー | 岡 島 正 明 |
| 学校経営グループ主幹 | 鈴 木 剛 |

職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 岡 英 城 |
| 副 主 幹 | 神 谷 直 子 |
| 主 査 | 杉 浦 幸 宏 |

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

6月定例会初日に続き本日も市制施行50周年を迎えるためのPR活動の一環として、50周年記念シンボルマーク並びにキャッチフレーズ入りの記念Tシャツを議員及び執行部の皆様が着用しておりますので、よろしく願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、6月24日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

11番、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） おはようございます。

御指名を頂きましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る6月24日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

市長より議案第52号 高浜市一般会計補正予算（第6回）が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討いたしました結果、本日、日程を追加し、既に上程された議案の採決終了後に上程、説明、全体による質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行うことに決定いたしました。

次に、議員提案いたします議案第53号 高浜市議会会議規則の一部改正についての取扱いにつ

いて検討した結果、本日、日程を追加し、上程、説明、全体による質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力を申し上げ、報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま報告のありました議案第52号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第6回）、議案第53号 高浜市議会会議規則の一部改正について、以上、議案2件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、長谷川広昌議員。

7番、長谷川広昌議員。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 登壇〕

○総務建設委員長（長谷川広昌） おはようございます。

御指名を頂きましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る6月23日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された一般議案11件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第32号 高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第33号 高浜市税条例等の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、委員より、当市での浸水被害軽減地区の設定はあるかとの問いに、当市では設定ありませんでしたの答弁でした。

議案第35号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第37号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第38号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、委員より、プレミアム商品券の引換券の配布について、さきのコロナ対策により政府が行ったマスク方式で配布すると

いうことだが、全世帯カバーできるのかという問いに、6月1日現在の住民基本台帳、全世帯数2万729件に対し2万1,000冊のプレミアム商品券の引換券を準備しており、例えば世帯分離をしている世帯などにおいても漏れがないよう配布していくという答弁。

同委員より、プレミアム商品券を使用できるお店の募集方法はという問いに、商工会が新聞等のメディアや会報等で広く周知していくとの答弁。

同委員より、プレミアム商品券の引換券を商品券に交換できる期間はという問いに、9月からの2週間という答弁。

他の委員より、プレミアム商品券の引換券を商品券に交換できる場所はという問いに、市役所を含め3か所を予定しているという答弁。

同委員より、訴訟等業務委託料について、弁護士費用が高いのではないかとという問いに、旧弁護士報酬基準に基づき算出しているとの答弁でした。

議案第47号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、質疑ありませんでした。

議案第49号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、委員より、一般会計からの繰り入れをする考えはないかという問いに、基本的には今後、一般会計からの繰り入れを考えているが、新型コロナウイルスの第2波、第3波を勘案しながら慎重に対応していくという答弁。

他の委員より、各口径について、一般家庭や企業などの使用者別に件数をそれぞれ把握しているかという問いに、各口径件数については、事業報告書に記載してあるとおりだが、使用者別での、それぞれの件数把握は困難という答弁でした。

議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、質疑ありませんでした。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第47号、議案第51号は、挙手全員により原案可決。議案第46号、議案第49号は挙手多数により原案可決。

以上が総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、次に福祉文教委員長、杉浦康憲議員。

3番、杉浦康憲議員。

〔福祉文教委員長 杉浦康憲 登壇〕

○福祉文教委員長（杉浦康憲） おはようございます。

御指名を頂きましたので、去る令和2年6月24日午前10時より、委員全員及び市長をはじめ関係職員出席の下、開会されました福祉文教委員会において、付託された議案11件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告させていただきます。

初めに、議案第39号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第40号 高浜市体育センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、委員より、体育センター廃止における市民への周知はどの問いに、たかぴあの2期オープン時期とともに、体育センターの閉場時期について広報で周知をしていくとの答弁。

委員より、メインアリーナで大きい催し物を行い、駐車場が敷地内で足りなくなった場合、市役所の駐車場とともに学校のグラウンドは開放するかとの問いに、現時点では、使っていないという方向との答弁。

委員より、サブアリーナは体育センターの7割から8割ぐらいの広さになるが、機能は大丈夫なのかとの問いに、サブアリーナだけでなく、メインアリーナも併せて効果を高めたいとの答弁。

次に、議案第41号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、学校行事と、たかぴあのサブアリーナの行事が重なるとき、駐車場の案内はどのようにとの問いに、学校と地域交流施設の管理者と連携し、予約の段階で告知するとの答弁。

委員より、たかぴあスポーツクラブの事務管理室は9時から午後5時で利用料を積算しているのか、時間外の使用はどの問いに、1日1日を積算するのではなく、仕事をする時間として1か月単位の料金設定との答弁。

次に、議案第42号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、委員より、メインアリーナの申し込みが重なった場合、調整の基準はどの問いに、一概に言えないが、考え方として、定期的なスポーツ使用も考慮し、影響の大きい催し物といったものを優先していくとの答弁。

委員より、シャワー室の設置はあるのかとの問いに、メインアリーナ、サブアリーナにそれぞれ男女1基ずつ、1回100円で設置との答弁。

委員より、コインシャワーに止める機能はあるのかとの問いに、一時停止機能もあり、時間内であれば再開可能との答弁。

次に、議案第43号 高浜市児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、高浜市児童センターが高浜小学校敷地内に設置され、中央児童センターの機能が移転するが、それに伴う効果はどの問いに、児童センターが高浜小学校敷地内ということで、利用児童は同敷地内の移動で済むこと、また、あかおにどんやくりっく等の様々な団体と交流を図り、子

供たちの社会性や経験値を高める機会を創出していきたいとの答弁。

委員より、中央児童センターの跡地利用はとの問いに、検討中との答弁。

次に、議案第44号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定の変更について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第45号 事業契約の変更について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第4回）、委員より、補正予算書34、35ページ、10款4項1目幼児教育費、幼稚園教育振興事業の内容及び消耗品費の内容と、なぜ南部幼稚園だけなのかとの問いに、愛知県教育委員会から高浜南部幼稚園が指定委託され道徳教育の推進を行う、消耗品は研修に必要なテキスト等との答弁。

委員より、G I G Aスクール構想では教師を増やす考えはとの問いに、国からI C T支援員に対する補助を増額との通知があり、L T E回線の事業者の研修等の不足まいや、仕事量などを見極め、国の補助があれば9月の補正予算に上げたいとの答弁。

委員より、32ページ、33ページ、アシタのたかはま研究事業、外国人の日本語教室と子育てサロンの事業を詳しくとの問いに、初期日本語教育事業は、1回2時間程度で月3回程度の開催を予定、1回当たり30人程度の参加者を予定。内容は、外国人に関心の高い地域の防災活動団体と連携した防災のための日本語教室、警察などと連携した防犯のための日本語教室などを計画との答弁。多文化子育てサロン事業は、月1回2時間程度を予定。外国人親子及び日本人親子が互いの国や家族のことを語り、食事や買い物、散歩しながらの交流を計画との答弁。それらの事業の新型コロナウイルスの影響はとの問いに、3密を防ぐためにも、連携協定を結んでいる 트레이ディングケアと協議し、リモートでの日本語教室の開催や参加人数の制限を検討との答弁。

委員より、2款1項3目地域内分権推進事業、まち協の備品購入で、5つのまち協同士が、どのような備品が必要なのかを確認しているのかとの問いに、毎年、まち協サミットで事務局長、理事長が集まり、協議、情報共有をし、決定との答弁。

次に、議案第48号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第50号 調停の成立について、委員より、平成30年度の予算348万円の見積り内容と調停にかかった費用はとの問いに、平成30年度には内部の間仕切りを取り外す撤去工事を予定し、その予算が348万円、そして弁護士費用は16万2,000円を予算として執行との答弁。

次に、議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、委員より質疑はありませんでした。

次に、採決結果を申し上げます。

議案第39号、挙手全員により原案可決。

議案第40号、議案第41号、議案第42号、いずれも挙手多数により原案可決。

議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第48号、議案第50号、議案第51号、いずれも挙手全員により原案可決。

以上が福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過と概要、結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御覧ください。

以上で福祉文教委員会の報告を終わります。

〔福祉文教委員長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第40号、41号、42号、44号については、関連していますので、まとめて反対討論といたします。

高浜市体育センターの機能が高浜小学校に機能移転し、令和3年1月4日から運用が始まり、体育センターは廃止条例が可決されれば来年以降使えなくなります。体育センター廃止について、現在多くの市民は知らないで、市民説明会を行うべきと考えますが、現在、利用者に対しても新型コロナウイルスの影響により説明会が開催されない状況です。また、廃止の際にも、今まで定期的に使っていた利用者が100%今後も別の場所で利用できる保証がない状況なので、最低でも1年はかけて利用者の移動を御理解頂きながら行っていく必要があると考えます。

また、高浜小学校の図工室、音楽室、家庭科室が利用できるように条例設定がされていますが、委員会質問では各部屋に設置されている備品の使用について、使用できるかどうかも含め使用基準が決まっていないということでした。

駐車場についても以前、大きいイベントの際には小学校のグラウンドを使うことも考えていると言っていましたが、結局グラウンドは使えず、市役所の駐車場を利用するといった答弁でした。休日にメインアリーナで大きいイベントを行う際にも、サブアリーナや地域交流施設、またグラウンドでのスポーツ競技など、多くの市民が一斉に利用する可能性もあるのですが、市役所の駐車場も含めて駐車場が事足りるのか、検証もしていないとお聞きしました。

メインアリーナの予約方法ですが、同日同時間に申込みが2件以上あった場合、受け付けた高浜スポーツクラブがどこを優先するか判断するという答弁がありました。判断基準もなく、民間団体が優先順位を判断するようではトラブルが起きかねません。

よって、この4議案については賛成できません。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、2番、神谷直子議員。

〔2番 神谷直子 登壇〕

○2番（神谷直子） おはようございます。

それでは議長より発言のお許しを頂きましたので、議案第40号 高浜市体育センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第41号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第42号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、議案第43号 高浜市児童センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第44号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定の変更について、議案第45号 事業契約の変更について、一括して、市政クラブを代表し、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、体育センターの廃止と地域交流施設のサブアリーナ、高浜小学校体育館であるメインアリーナや特別教室の供用開始は、公共施設総合管理計画に基づいて進めているものであります。旧校舎のアスベスト除去工事の関係上、当初予定していた供用開始時期からはやや遅れたもの、ほぼ計画どおりに進められています。2期施設がオープンすることで、高浜小学校等整備事業の狙いである複合施設としての運営効果の発揮も期待されるところであります。

体育センター閉場や地域交流施設第2期オープンに関する市民への周知について、既に広報や体育センター窓口等で周知されているほか、今後についても、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を念頭に置きながら周知方法を考えていくとのことでありました。

また、使用料の設定に関しても、受益者負担の観点から、施設の運営委託料や光熱水費、保守費用といった施設の維持管理原価に基づき、貸出面積等に応じて適切に算定されているとともに、メインアリーナについては、スポーツ利用やホール利用といった様々な利用形態に配慮した設定になっているものと理解いたします。

43号についても、高浜小学校に隣接した児童センターが設置されることで、児童の移動も公道を通しての移動はなく、距離も減ったことで児童の負担が減ります。地域の大人が活動する場が隣接していることにより、世代間交流も活発になると想像されます。また、小学校の運動場でも遊ぶことができるようになるため、子供たちにとって大変利便性の高い公共施設の設置となります。

第44号は、体育センターの廃止時期の変更に伴い、引き続き特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブを指定管理者として指定するものであり、適切と考えます。

また、45号、今回の事業契約の変更は、高浜小学校等整備事業において、旧校舎解体時に塗装下地の塗膜部分からアスベストが発見されたため2期工事の工期が変更になりました。結果とし、業者からの建設費の借入期間が短縮となり、割賦手数料が減額となるものです。よって、契約の変更手続は適正に処理されていると考えております。

以上の点から、議案第40号から45号までにつきまして賛成をいたします。

〔2番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して反対討論を行います。

議案第36号 国民健康保険税条例の一部改正について。

本案は、基礎課税額の限度額、医療保険分が従来61万円であったのが63万円に、介護保険分が16万円が17万円に引き上げられる提案です。後期高齢者支援金分19万円と合わせて合計99万円に課税限度額となります。また、軽減判定所得の改定で、5割軽減の拡大は、軽減判定所得をこれまで51万円であったのを52万円にし、2割軽減の拡大は、28万円であったのを28万5,000円にするというものです。市の答弁で、軽減対象世帯は、2割軽減、5割軽減ともに27世帯が対象となり、軽減世帯が増えることは理解できますが、医療分の引上げでは、84世帯が対象であったのが89世帯が対象となり、自己負担が増えます。また、介護保険分の引上げが対象となるのは62世帯が68世帯で、6世帯の自己負担増となります。

国民健康保険加入者は高齢者が増え、事実上、低所得でほかの医療保険に入れない人々の医療保険となっています。年々保険料が上がり、支払いが困難になり、高く払えないの声が大きくなっています。国保加入者の中にも貧困と格差が拡大する社会の中、平成30年に県の広域化がされ、その後、引上げがされ、多くの方の住民負担が増え、将来の生活不安と生活困窮を訴える人が増えています。国民の命と健康を守る保険が国民を苦しめているのでは本末転倒です。

ほかの自治体では、子供の均等割を軽減し、引下げの努力をしているところもあります。高浜市も見習うべきです。保険料が高くなった原因は、これまで1984年まではかかった医療費の約45%が国庫補助でしたが、現在はかかった医療費の23%まで引き下げたことが大きな原因です。さらに、愛知県が市町村の国保に補助金を出していたのを廃止したことも大きく影響しています。国保の被保険者は、所得の少ない人が多く、加入している保険で国の手厚い援助がなければ成り立ちません。全国知事会や全国市町村長らが集まった国保制度改善強化全国大会の宣言や、公費1兆円の投入を政府に求めた訴えを実現させることが不可欠です。

以上、理由を述べて反対討論といたします。

次に、第40号 体育センターの設置及び管理に関する条例の廃止について。

本案は体育センターをサブアリーナに移すというものですが、サブアリーナは体育センターの7割から8割くらいの広さしかありません。この間、公共施設を次々に解体してきて、スポーツをするところ、生涯学習をするところなど、大変減ってきています。落ち着いて学ぶところ、スポーツをするところ、足りなくなっているのが実態ではないでしょうか。

委員会の質疑で、体育センター廃止における市民への周知について不十分だということが分かりました。定期利用者、体育センター窓口の案内文を見た市民しか体育センターの閉館について知らないということでは、体育センターは市民皆さんの財産でありますから、公共施設を閉館するのにあまりにも不親切です。説明会を開催される折には、広報、ホームページで周知をしていくとの答弁でしたが、閉館を決めてから説明会をしていくのでは、順序が逆さまです。閉館を決める前に説明会を開くのが本当の筋だと考えます。

以上、賛成できません。

次に、第41号 地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案はサブアリーナをこれまでの地域交流施設に追加するものです。これまでの体育センターと比べると、先ほども言いましたが、7割から8割しか面積もなく、使い勝手が悪くなります。また、サブアリーナは空調がなく、市民が利用するのに不便で、防災の面でも、サブアリーナも避難所として利用することになると考えますが、そのときに空調がないでは、市民の利便性が悪いと考えます。

さらに、駐車場についても、大きなイベントや催し物等を開催されるとき、運動場を駐車場として使えるのかとの質問に、雨の降ったときなど、整備するのが大変になるということで、使えないとの答弁がありました。当初、高浜小の整備計画では、運動場は200台ほど止められるので、駐車場として使える、雨が降って、車の溝ができたときは整備を別に行うと説明がされておりました。今回の答弁では、市役所の駐車場ということも言われました。答弁が当初と変更されるようでは信用できず、賛成できません。

第42号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について。

メインアリーナを利用する場合、大きなイベント、催物を行う場合、移動観覧車の使用、パイプ椅子の設置が必要になりますが、設置は利用者、設置時間も利用者負担となるとのことでありました。中央公民館のホールではこうした設備は必要ありませんでした。ホール機能を移転させるということでありましたが、ホール機能の移転がされる見通しはありません。これでは本案に賛成することはできません。

第44号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定の変更について。

体育センターの指定管理者の指定の変更について、名称を高浜市体育センターを特定非営利活動法人たかまはスポーツクラブに変更するものですが、体育センターを解体することは納得できません。サブアリーナで十分に活動はできないと考えるので、賛成できません。

以上です。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第43号について意見を申し上げます。

高浜市高浜児童センターが高浜小学校の複合施設に複合化されるわけですが、移転後の旧高浜市中央児童センターについて、先日の私の一般質問において跡地計画が決まっていないことが分かりました。移転後の旧高浜市中央児童センターについて早急に活用計画が示されなければ、公共施設の面積は増えていることとなります。公共施設総合管理計画が示されているにもかかわらず、跡地計画が示されないまま新たな公共施設をつくり、運用していくことはあり得ませんが、つくってしまった以上、跡地をどうするのかしっかり決めていただきたいという意見を述べて賛成といたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、補正予算。

16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第49号 令和2年度高浜市一般会計補正予算書について意見を申し上げます。

〔「46ではないか」と呼ぶ者あり〕

○16番（倉田利奈） ごめんなさい。失礼いたしました。46号でした。失礼しました。

私は、このコロナ禍による影響で事業の継続が困難になったり生活自体が立ち行かなくなったりする方へ市として支援ができる施策をお願いしてきました。よって、プレミアム商品券事業を行うことは賛同いたしますが、事業内容については3点問題があるので、市民にとって不満が残ったり不公平感が残る施策とならないか危惧しております。

まず、1点目として、事業を補助事業で行うということです。商工会の持ち出しが100万円にもかかわらず、市の補助金が7,000万円となり、補助金のほうが明らかに多額であります。これほどの公金を使うのであれば、10万円の特別定額給付金のように市が事業を直接行うべきであります。最低限、委託という形で行い、市が責任を持つべきです。

2点目の問題は、プレミアム商品券引換券の配付方法です。全世帯に配付するということがありますが、公正公平に配付ができるのか疑問があります。商工会事業のため市の世帯情報は使えません。よって、政府のマスク配付事業である通称アベノマスクの配付と同じ方法で郵便局がポストに宛名のないプレミアム商品券引換券、いわゆる金券に代わるものを配付するようです。アベノマスクでは2世帯住宅であるがポストが1つであるために1つしか投函されなかったり、住宅として住んでいないところに配付されていたりと、全世帯に公平に配付がされなかった経緯があります。

今回、配付されなかった世帯については、申し出をして誓約書を書けばプレミアム商品券引換券がもらえるということを予定しているようですが、これにも問題があります。商工会という民間団体に個人情報を知らせないとプレミアム商品券を受け取れない世帯と、個人情報を出さなく

て受け取れる世帯とが出てきてしまいます。また、金券に代わるものをポストに入れるということで、いろいろなトラブルが起きかねません。

問題の3点目は、この事業の目的が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の売上げ回復となっていますが、この目標の達成がどれほどできるかということです。新型コロナウイルスにより売上げが落ち込んだお店もありますが、逆に売上げが増えたお店もあります。碧南市のプレミアム商品券では対象事業者は市内の飲食店に限られていますし、刈谷市のプレミアム商品券は1万3,000円のうち3,000円は市内の1,000平方メートル以下のお店、いわゆる小規模店に限られています。しかし、高浜市は希望すればどのお店も使えるということで、公金を7,000万円使うにもかかわらず、本当に困っているお店に対する支援になるのか甚だ疑問です。プレミアム商品券事業を行うにしても、対象商店を限定するなど、影響を受けた事業者に対ししっかり支援ができるようにしていただく必要があります。

以上の3点の問題について、議員の皆さんはどのようにお考えでしょうか。こうした問題点を踏まえ、責任を持って賛成、反対の表明をしていただくようお願いいたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 倉田議員に確認させていただきます。

ただいまの議案第46号は賛成ですか、反対ですか。

16番、倉田議員。

○16番（倉田利奈） 反対討論です。

○議長（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について。

本補正予算は、新型コロナに関わって、プレミアム商品券やG I G Aスクール構想に伴って当初予算、当初5年生からの整備が1年生から全員の整備に変更した件など、上程されています。さきの臨時会で、G I G Aスクール構想として小学校5年生から中学校3年生までオンラインの学習環境を整備する話が決まりました。それが今回、全児童に端末を整備する話が提案され、学習活動の充実と深い学びや創造性を育む学びを実現するとして、1年生から全員に端末を渡すということではありますが、教育現場からは懸念の声が挙がっています。文部科学省審議会は2016年、コンピューター端末について地域ごとにインターネット環境などが異なることや健康への不安があることから、全面的な導入を拙速に進めることは適当ではないと報告していました。

G I G Aスクール構想は、2022年度までに1人1台端末を実現し、全ての授業でフル活用する

行程表を描いています。全国学力テストにも利用する計画です。個別最適化された教育で学びを分断されてしまいます。経済産業省は、子供が一斉に教室で授業を受ける現在の学校教育の仕組みを批判し、同じ教室にいても端末を使って一人一人が異なる教科や単元を学ぶことを、進むべき方向として示しました。そうすると、人格の完成を目指す学校教育のあり方が根底から壊れてしまいます。また、コンピューター端末を使うことが目的化すれば、教師の負担を増やすことにもなりかねません。子供たちが人との関わりの中で豊かに学び、教職員が専門性を発揮するには、コンピューター端末ではなく教職員を増やすことが求められています。少人数学級を実現することのほうが求められます。

しかし、新型コロナ感染などオンラインで学ぶことも必要になってくるので、賛成をいたします。低学年など拙速でない丁寧な授業を進めていただくよう求めて賛成討論といたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、9番、柳沢英希議員。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番（柳沢英希） すみません。賛成討論なのか反対討論なのかよく分からない後に賛成討論をやるのもよく分かりませんが、議長のお許しをいただきましたので、議案第46号と議案第49号の2点につきまして賛成討論をさせていただきたいと思います。

まず、議案第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第4回）についてでありますけれども、今回の補正は、1款議会費、議員政務活動費で議員1人につき10万円、総額160万円の減額をはじめ、2款総務費では、在住外国人が増えているということもありまして、日本語や日本の生活文化に少しでも慣れることができるよう地域日本語教育推進業務委託料約260万円、3款民生費では、介護保険の第1から第3段階の軽減額分の繰出金1,076万円、7款商工費では、新型コロナウイルス感染で影響が出ている市内の商店に対して市民の方が少しでも地元商店等で消費をしてくださるよう、1世帯1申請ではありますが、3,000円で購入し6,000円で使えるプレミアム商品券の発行となるプレミアム商品券事業費補助金の7,000万円、10款教育費では、新型コロナウイルスで学校が休校となったため給食の提供がなくなり、その食材の処分費や補償費、また県教委から委託された南部幼稚園での道徳教育の推進のための費用、そしてGIGAスクール構想実現のためのタブレット端末等借上料などで約1億2,600万円の計上となっております。

常任委員会では、7款商工費、プレミアム商品券の引換券の配付方法が国のマスク配付の方法と同じということで、しっかりと全世帯に行き渡るのかなど、いろいろと心配される御意見が出ておりましたが、届いていない世帯があれば、申し出ただけであれば対応していただけるということ、また、不正利用防止のために引換券や商品券にはコピー防止対策や申請時に確認をするなど、急を要する景気対策ではありますが、国や各市町の動向を確認しながら、可能な限り不正防止対策にも手を尽くし、商品券が全世帯に行き渡り、少しでも市民の方々に市内商店の景気対策

に寄与していただきたいという行政の思いを理解できないものではありません。

市内の売上げが下がった上がった、商店の売上げが上がった下がったなど、また、公平性の視点からどういうふうに企業選定を線引きするのか、そういった点、どう短期間で判断できるのかと、そういったところもしっかりと、反対されるのであれば明確にお答えをいただきたいですし、碧南市のやり方がいかにもいいように今お話をされておりましたけれども、碧南の中でも今回、抽選ということで、いろんな意見が出ております。そこにはもちろん反対の意見、税としてどういうふうに、こういうふうに使っていいのかという異論も出ております。

重箱の隅をつつき続けるということは可能ですが、本来の税の使い方と少しでも早い景気対策の狭間で様々な考えや議論があった上で決断されたことが、市長をはじめ職員の方々の答弁より考察できるので、これ以上、先延ばしにすることは良策とは言えません。

今回の補正は、国や県からの補助金の関係もありますが、どれも必要な補正であると考えますので、議員の皆様には1人でも多く賛成していただくようお願い申し上げます。

そして、議案第49号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正で水道料金の基本料金減免分が計上されております。これは総括質疑や総務建設委員会で当局より答弁がありましたが、一般家庭だけでなく市内の企業の水道分も含まれております。なぜ企業も含まれているんだという御意見もございましたが、コロナウイルス感染拡大を防ぐ手だての一つとして手をしっかりと洗うことがあります。当市においても市民の皆様には手を洗うことをお願いをいたしております。手をしっかりと洗う機会は、自宅だけでなく学校や会社、買い物で立ち寄る店舗などをはじめとした外出先でも増えたことと思っております。ということは、一般家庭での水道負担が増しただけでなく、企業等においても水道費の負担が増しているということは当然のことだと思われま。また、清掃の活動の機会も増えたと思っております。

今回の水道事業の補正は、一般家庭の負担軽減だけでなく企業等への負担軽減にもなっており、また、本来の目的である感染拡大防止に努めるための予算であるという考えから、水道料金の全額負担は財政上厳しいにしても基本料金の公費負担は賛成できる議案と考えますので、議員の皆様のご賛同をお願いし、市政クラブを代表しての賛成討論とさせていただきます。

〔9番 柳沢英希 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第32号 高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 高浜市税条例等の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原

案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第35号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第37号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第38号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第39号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第40号 高浜市体育センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第41号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福

祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 高浜市児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 事業契約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第50号 調停の成立について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前10時59分休憩

午前11時9分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 議案第52号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第6回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは議案第52号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第6回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,590万4,000円を追加し、補正後の予算総額を226億1,500万4,000円といたすものであります。

18ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項2目民生費国庫補助金のひとり親世帯臨時特別給付金支給事務費補助金及び同事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的支援策として実施する、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に対し補助されるものであります。

17款1項1目一般寄附金は、匿名の方から新型コロナウイルス感染症対策として10万円を御寄附頂いたものであります。

18款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を増額いた

すものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項2目文書管理費は、行政文書部分公開に係る決定処分取消請求訴訟が提起されたことに伴い、対応業務を弁護士に委託するための委託料を計上いたすものであります。

21ページをお願いいたします。

3款2項3目家庭支援費は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的支援策として国の第2次補正予算が6月12日に可決されたことに伴い、ひとり親世帯に対しひとり親世帯臨時特別給付金を支給いたすものであります。主な内容は、手数料として口座振込手数料36万3,000円、委託料としてひとり親世帯臨時特別給付金システム構築業務委託料133万1,000円、交付金としてひとり親世帯臨時特別給付金4,352万円などを計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 21ページのひとり親世帯、それと新規事業の中の1つ、対象者について少しお聞きしたいと思います。

議案第33号の中で、市税条例の中で、ひとり親を加えるという中で、住民票の参考数値として800から1,200名ほどが対象になるという、単身者等を含んで1,200ほどが対象ということであったんですけども、この中で、ひとり親世帯の臨時特別給付金4,352万とありますけれども、これの根拠というのか、この新規事業の3ページの中の1、2、3ですか、ここら辺のある程度の予定人数ですか、そこら辺を少しお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） お答えさせていただきます。

主要・新規の3ページのところに対象者ということで、議員言われましたとおり、①令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格者、こちらは310世帯予定してございます。②の公的年金給付等を受けることにより児童扶養手当の支給を受けていない方、こちらについては24世帯を予定しております。③番、新型コロナウイルス感染症に影響を受け、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方、こちらを56世帯見込んでおります。

○議長（杉浦辰夫） 次、11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 同じく21ページ、主要・新規事業3ページのひとり親世帯臨時特別給付金についてですけども、定例会の最中に国のほうで決定したということですので、今回の事業に至った経緯という部分、そこら辺のところと、それから、給付金を受けられる方は主要・

新規事業のところにはうたってございますけれども、その受けられる方というのがどのような方々になり、支給額が幾らぐらいになるのかというところをしっかりと御説明を頂きたいと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） まず、事業に至った経緯でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的な支援策といたしまして国の第2次補正予算、こちらが6月12日に可決されたことに伴いまして、ひとり親家庭に対しひとり親世帯臨時特別給付金を支給するものでございます。

次に、対象者でございます。令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格者及び公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者並びに新型コロナウイルスの影響で直近の収入が減少している者が対象となるものでございます。

支給額でございますが、児童扶養手当の受給世帯へは世帯5万円、第2子以降1人につきまして3万円を加算して支給いたします。加えて新型コロナウイルスの影響で直近の収入が減少している世帯へはさらに5万円を支給するものでございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに、11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） ありがとうございます。

新型コロナウイルスの影響で直近の収入が減少している方ということが今ございましたけれども、その判断というのをどのようにしていくのかということと、それから、支給手続について、いつからどのように行えばよいのかということもお示しを頂きたいと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） まず、新型コロナウイルスの影響で直近の収入が減少した判断でございますが、現在、国から示されているのは、令和2年2月以降の任意の1か月の収入額を12か月換算した収入見込額、こちらが児童扶養手当の受給対象者となる水準まで減少している場合とされているところでございます。

また、支給の手続につきましては、児童扶養手当受給者等に対し7月に配付予定の現況届の案内にチラシと申請書を同封させていただきまして送付するとともに、広報には8月1日号に掲載するほか、ホームページに掲載して周知を図っていく予定でございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに、11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） ありがとうございます。

今回のこのひとり親の世帯の臨時特別給付金ですけれども、自動的に申請書が届くというものはいいと思うんですけれども、申請をしていただくという方も非常に多くなるというふうに思いますので、そこについてはしっかりとやっていただくようお願いをしたいと思います。結局知らなかったとか申請し忘れておるとかというところが結局、申請主義ですので、申請がなかったか

らもういいという話ではないというところだと思います。申請が要らない人、それから申請が要る人と様々になりますので、そのところはしっかりとやっていただくことを要望させていただきます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに、8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 私のほうから1点……、

○議長（杉浦辰夫） マイクをお願いします。

○8番（黒川美克） 私のほうから1点質問させていただきます。

補正予算書の21ページですけれども、2款1項2目の委託料43万3,000円ですけれども、訴訟等業務委託料が43万3,000円計上されておりますけれども、これは大山会館の情報公開の関係で訴訟がされたものだと承知しておりますけれども、この内容について説明してください、明細について。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G主幹（久世直子） こちらの訴訟につきましては、大山会館の情報公開についての訴訟でございます、こちらの内容といたしましては、着手金、報酬金実費でございます。こちらは旧弁護士報酬基準を参考に積算をいたしております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第3 議案第53号 高浜市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、北川広人議員。

[11番 北川広人 登壇]

○11番（北川広人） 御指名を頂きましたので、議案第53号 高浜市議会会議規則の一部改正について提案理由の説明をさせていただきます。

議案書及び新旧対照表を併せて御覧頂きますようお願いをいたします。

本案は、庁舎の移転により議事堂及び委員会室が廃止されたことに伴い、議事堂としていたものを議場に、会議室と呼称していたものを議場もしくは委員会の会議室に改めるものであります。

なお、附則において、この規則は平成29年1月4日から適用することとしております。

説明は以上であります。全議員のご賛同を頂きますようよろしくお願いをいたします。

[11番 北川広人 降壇]

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第53号 高浜市議会会議規則の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長、挨拶。

[市長 吉岡初浩 登壇]

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和2年6月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月11日から本日6月30日までの20日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、同意13件、議案21件につきまして、緊急で追加をさせていただいたものもある中、慎重に御審議を頂いた上、原案のとおり御意見、御同意あるいは御可決を賜りまして、誠

にありがとうございました。報告の4件につきましてもお聞き取りを賜り、ありがとうございました。

御審議の過程で頂きました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） これをもって令和2年6月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る6月12日の開会以来、本日までの20日間にわたり終始御熱心に御審議頂きまして、本日ここにその全案件を議了して閉会の運びとなりましたことに対し厚くお礼申し上げます。

当局におかれましては、会期中に出されました意見等を十分尊重されまして、今後の施策に反映されますことを強く要望し、閉会の言葉といたします。

午前11時24分閉会
